

公益社団法人埼玉県防犯協会連合会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県防犯協会連合会（以下「本会」という。）の定款第26条に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員は、無報酬とする。

(費用の支給)

第4条 本会は、役員がその職務の遂行に当たり生じた費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 役員による費用負担の算出基準については、公共交通機関利用の場合は、その実費額、私有車両利用の場合は、職員旅費支給規程に基づき算出した額及び有料道路の実費額とする。
- 3 役員が、その職務の遂行に当たり費用負担を生じた場合は、職務の遂行に伴う費用負担請求書（様式1）により、会長に請求するものとする。

(費用の支給方法)

第5条 費用は、通貨をもって本人に支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。